〔資料1〕

平成２２（２０１０）年度

八尾市における
男女共同参画の進捗状況の概要について

報告書

平成２３（２０１１）年１０月

八尾市

目　　次

１．取組みの概要と今後の取組みについて

基本課題　１．性別による固定的な役割分担の解消・・・・・・・・・・・・Ｐ．１
基本課題　２．男女平等・男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進・・Ｐ．２
基本課題　３．あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２
基本課題　４．人権としての性の尊重と生涯を通じた健康への支援・・・・Ｐ．３
基本課題　５．就労の場での男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・Ｐ．４
基本課題　６．男女の職業生活と家庭・地域生活との両立支援・・・・・・Ｐ．５
基本課題　７．多文化共生の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５
基本課題　８．政策・方針決定過程への男女共同参画の促進・・・・・・・Ｐ．６
基本課題　９．男女で参画に偏りのある分野への男女共同参画の促進・・・Ｐ．７
基本課題　１０．男女共同参画推進の拠点の充実・・・・・・・・・・・・Ｐ．８

２．平成22年度における進捗状況について

平成２２年度におけるプラン進捗状況調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．９

基本目標　Ⅰ．男女一人ひとりの人権を尊重しよう

基本課題　１．性別による固定的な役割分担の解消・・・・・・・・・・・Ｐ．１０
基本課題　２．男女平等・男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進・・Ｐ．１１
基本課題　３．あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１２
基本課題　４．人権としての性の尊重と生涯を通じた健康への支援・・・・Ｐ．１３

基本目標　Ⅱ．誰もが自立して、自分らしい生き方ができる社会をつくろう

基本課題　５．就労の場での男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・Ｐ．１４
基本課題　６．男女の職業生活と家庭・地域生活との両立支援・・・・・・Ｐ．１５
基本課題　７．多文化共生の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１６

基本目標　Ⅲ．男女が協働して暮らしやすいまちをつくろう

基本課題　８．政策・方針決定過程への男女共同参画の促進・・・・・・・Ｐ．１７
基本課題　９．男女で参画に偏りのある分野への男女共同参画の促進・・・Ｐ．１８
基本課題　１０．男女共同参画推進の拠点の充実・・・・・・・・・・・・Ｐ．１９

男女共同参画の進捗状況〔プランの指標と目標値〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２０

男女共同参画への貢献度　一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２１

取組みの概要と今後の取組みについて

【基本課題】	【施策の方向】
1.性別による固定的な役割分担の解消	1. 家庭・地域・事業所における男女平等・男女共同参画意識の浸透 2. 男女共同参画の視点での慣行等の見直し 3. 男女共同参画の視点での情報提供と活用力の推進
2.男女平等・男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進	4. 保育所（園）・幼稚園・学校における男女平等教育の推進 5. 生涯学習における男女平等・男女共同参画に関する学習の促進
3.あらゆる暴力の根絶	6. 女性に対する暴力根絶のための環境づくり 7. 女性に対する暴力への対策の推進 8. セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進
4.人権としての性の尊重と生涯を通じた健康への支援	9. 生涯を通じた健康づくりに対する支援 10. 健康をおびやかす問題についての対策の推進

【基本課題】1.　性別による固定的な役割分担の解消

平成 22(2010)年度に八尾市が実施した市民意識調査では、「性別に関わらず男女が互いに認めあえる差別のない社会が実現していると思う人の割合」は 30.9%であり、昨年度との比較では 4.4 ポイント上昇しましたが、平成 20(2008)年度に実施した同調査に比べると 3.5 ポイント低くなっています。その背景には、社会経済情勢の急激な変化によって、性別による固定的な役割分担が改めて表面化したことが原因にあると思われます。

家庭や地域、社会制度や慣行などの中には、依然として性別による固定的な役割分担が幅広く残っており、そうした意識の解消に向け、市政だよりや市のホームページをはじめとするさまざまな媒体を通じて、男女が互いの人権を尊重しながらその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の重要性を周知し、意識啓発を行いました。また八尾市男女共同参画推進条例の平成 22 年度からの施行を記念して条例制定記念シンポジウムを開催し、基調講演やパネルディスカッションを行う中で、八尾市、市民、事業者が協働で男女共同参画の推進に取り組むことを広く周知しました。さらに、人権週間を活用したセミナーの開催、男女共同参画に関する情報誌等の発行や講座の開催、青少年期からの男女共同参画に関する意識の醸成を図る取組みを行うなど、男女共同参画意識の浸透を図りました。

今後も継続して広報・啓発、情報発信などを行うとともに、男女共同参画の視点での慣行等の見直しが図られるような取組みを行います。

【基本課題】2.　男女平等・男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進

男女平等・男女共同参画を社会の至るところに浸透させるためには、教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、欠くことのできないものであると考えられます。

学校などにおける教育の分野では、大阪府教育委員会において平成 15(2003)年に作成された男女平等教育指導事例集について、八尾市内の小・中学校における活用を促進するとともに、生徒が進路を選択する際、各人が社会的性別にとらわれることなく適性に応じた選択ができるように、進路に関連する情報の収集とその提供に努めました。さらに、教職員自身に男女共同参画の視点を身につけてもらうため、ジェンダーや男女平等教育をテーマにした研修を実施しました。

生涯学習の分野では、男女共同参画スペース講座をはじめ、人権啓発セミナーや出前講座、八尾市民大学や女と男のはつらつセミナーなど数多くの学習機会を提供し、生涯を通じて市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」必要に応じて自主的に楽しく学習できる環境づくりに努めました。

今後とも男女平等教育に関する新しい教材や自主教材の作成促進、また性やキャリア等についての理解を深めることができる教育・研修機会の充実を図るとともに、多様化する生涯学習ニーズに対応した学習機会の整備・提供に努め、教育・学習における男女平等・男女共同参画の浸透を図る取組みをさらに進めます。

【基本課題】3.　あらゆる暴力の根絶

内閣府が平成 20(2008)年に実施した「男女間における暴力に関する調査」（全国 20 歳以上の男女：有効回答数 3,129 人）によると、これまでに結婚したことのある人の中で「これまでに“なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた”ことが『あった』という人は女性 24.9%、男性 13.6%」となっており、「“人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた”ことが『あった』という人は女性 16.6%、男性 8.8%」となっています。

配偶者からの被害経験

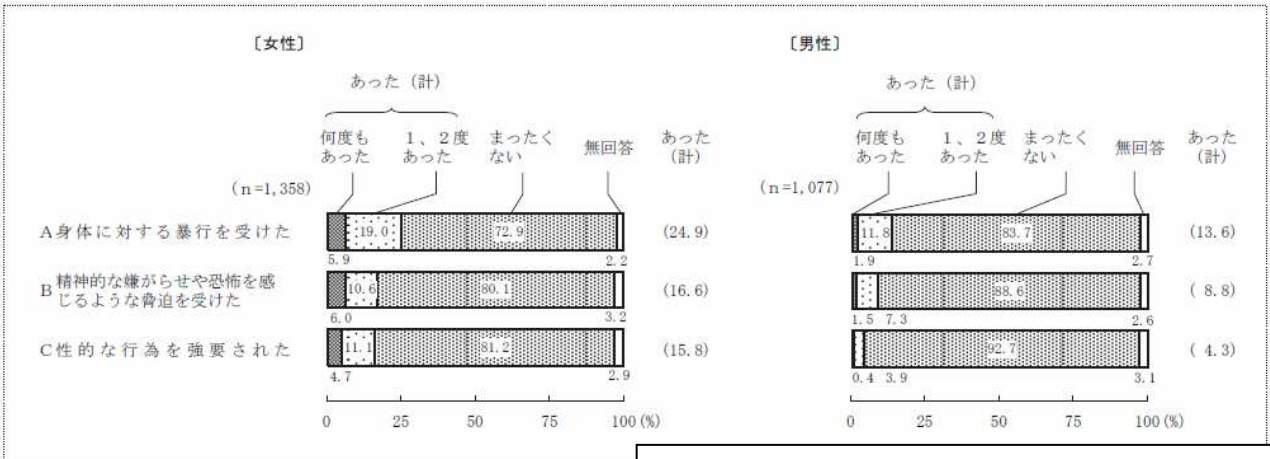

資料:内閣府「男女間における暴力に関する調査(概要)」平成 21 年 3 月

平成 19(2007)年に八尾市が実施した「八尾市男女共同参画についての意識調査」においても、女性の３人に１人が配偶者や恋人から「大声でどなられる」「ものを投げられる」など、なんらかの暴力を受けた経験があると回答しています。このように、身近な所で起こっているさまざまな暴力について、関係機関と連携し様々な支援を行いました。

配偶者や恋人などの親しい男女間における暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「ＤＶ」という。）やストーカー行為、あるいは地域や職場、学校などで起こるセクシュアル・ハラスメントなどのさまざまな相談に対応する、女性のための電話相談事業について、自治振興委員会を通じて全戸回覧するなど、相談窓口の周知を行い利用者の拡大を図りました。また、広報誌等により暴力根絶のための広報・啓発を行いました。さらに、講演会を開催し、女性や子どもに対する暴力の実態と家族間における人権尊重の必要性を再認識する機会を提供しました。

相談窓口体制については、人権政策課をはじめ男女共同参画スペース、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、生活福祉課や市民課などのさまざまな機関におけるＤＶの相談に対し、連携・共同して支援にあたりました。その中で、特に危険性・緊急性があるＤＶ被害者については、大阪府女性相談センターや八尾警察署と連携して緊急一時保護を実施しました。また、平成 22 年 9 月に八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を設置し、関係機関が連携してＤＶ被害者の支援を行うことができる体制の整備を図りました。そして、近隣 10 市によるブロック会議や大阪府主催の連絡会などに積極的に参加し情報交換に努め、大阪府が実施するＤＶ被害者支援研修に関係課の職員が参加し、支援の基本的な心構えなどを学びました。さらに若い世代間で起こるデートＤＶについても、広報・啓発や青少年指導員による見回りなどの予防的な取組みを実施しました。

今後も関係機関と協力し、女性に対する暴力に対して幅広く適切な支援を行えるように、相談・支援体制の充実に努めます。また、加害を防止する取組みについても検討を行い、情報収集等に努めます。

【基本課題】4.　人権としての性の尊重と生涯を通じた健康への支援

市民一人ひとりが生涯を通じて心身の健康を保ち、生き生きと暮らすことができるように支援するためには、性差や年代に配慮しながら適切な情報提供等を行うことが求められます。また、喫煙や薬物、性感染症などの健康をおびやかす問題についても、正しい知識を身につけ、男女が互いに相手の性を理解し尊重する気持ちをはぐくむことが重要です。

こうした点を踏まえ、健康施策を総合的・計画的に進めるために策定された「健康日本 21 八尾計画」等に基づき、それぞれの年代に応じた健康診査や健康教室、健康相談を行い、また、更年期障害や食などの基本的な知識を身につけるための講座を開催しました。妊娠・出産期の女性に対しては、安心して妊娠・出産ができるように、妊婦健康診査の実施や総合的な周産期医療の提供をはじめ、パパの妊婦体験や沐浴実習などを学ぶママパパ（両親）教室、幼児食について学び手作りおやつの試食などを行うスプーン教室、管理栄養士による離乳食講習会などを実施しました。

また、学校教育においては、学校保健に関する事項の管理・推進にあたる保健主事に対して指導・助言を行い、健康をおびやかす問題についての予防教育の充実を図りました。

今後、さらに幅広く広報や啓発、あるいは講座・教室などを実施し、また保健センターや市立病院とも連携して健康についての相談窓口の充実に努めます。

基本目標Ⅱ

誰もが自立して、自分らしい
生き方ができる社会をつくろう

【基本課題】	【施策の方向】
5.就労の場での男女共同参画の推進	11. 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保
	12. 女性のチャレンジ支援
6.男女の職業生活と家庭・地域生活との両立支援	13. 仕事と子育て・介護の両立のための支援の充実
	14. 「ワーク・ライフ・バランス」という考え方の普及
7.多文化共生の推進	15. 外国人女性への支援

【基本課題】5. 就労の場での男女共同参画の推進

就労の場での男女共同参画を考えるときによく使われる指標のひとつに、女性の年齢階級別労働力率（労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が 15 歳以上の人口に占める割合）があります。同指標では、男性が一定の曲線を示すのに対し、女性は 30 代を底とするM字のカーブを描くという特徴があり、八尾市においては全国平均よりほとんどの年代で労働力率が低くなっています。

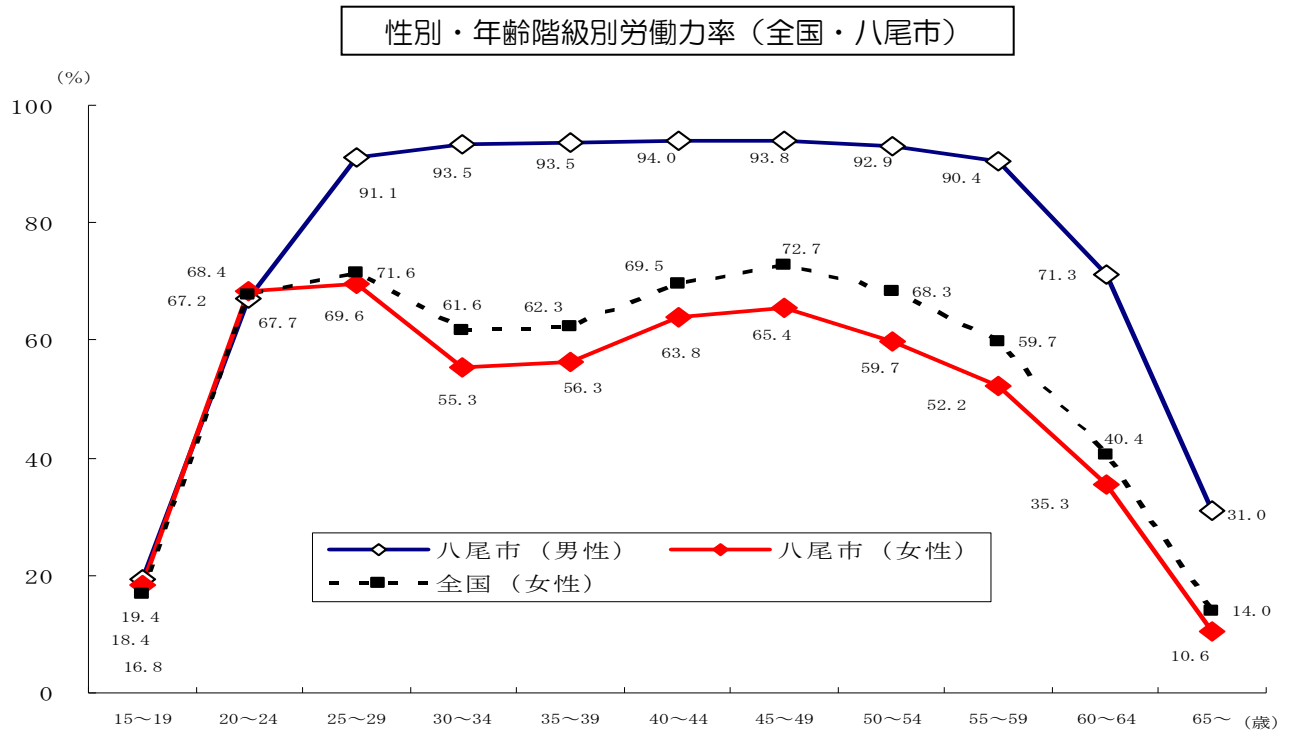

資料：総務省「国勢調査」（平成 17 年）
（第２次 やお女と男のはつらつプラン P.8 より）

この背景にはさまざまな問題があると考えられており、女性の希望に関わらず性別役割分担意識の影響や不十分な就労環境などにより、結婚や出産、育児・介護を機に就労継続が困難となり、退職せざるを得なくなるということも言われています。

また、40 歳代以上の女性の再就職は非常に厳しく、就職先が見つからず長期間にわたって就職活動を行わなければならないことも多く、たとえ就職先が見つかったとしてもその多くが非正規雇用であるということが少なくありません。

このような状況を改善するため、啓発冊子等を使って雇用の場における男女共同参画推進のための啓発や雇用機会均等法などの法令の周知等を行うとともに、男女共同参画スペースや八尾市ワークサポートセンターにおいて、雇用・就労に関するさまざまな相談事業を実施し、さらに就労困難者等を対象に講座やセミナー等を行う地域就労支援事業を実施しました。また、母子自立支援員を配置し母子家庭の自立の総合的な支援を行うとともに、女性の職業能力開発や再就労支援に関するセミナーや講座を開催しました。

今後も就労の場での男女の均等な機会と待遇の確保や女性のチャレンジ支援の充実を図る取組みを進めます。

【基本課題】6.　男女の職業生活と家庭・地域生活との両立支援

平成 19(2007)年に八尾市が実施した「八尾市男女共同参画についての意識調査」では、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を望んでいるという結果が出ていますが、現実は仕事の比重が高くなり、男女ともにバランスのとれた生活を送ることができない状況となっています。

このような中、八尾市だけではなく全国的にも少子高齢化が進み、男女がともに働きながら責任も分かちあい、家事や育児・介護などの家庭生活を一緒に担っていく時代がすでに到来しており、きめ細やかな子育て・介護支援施策の実施や、また事業所においては育児・介護休業の整備・充実なども含めた雇用環境の見直しなどが求められています。

こうした状況を踏まえ、休日保育事業や病児・病後児保育事業をはじめとする働く男女の多様な雇用形態やニーズに対応した子育て支援サービスを行い、またホームページやパンフレット等により介護保険に関する情報提供に努めるとともに、男性の家事・育児等への参加促進に向けて男女共同参画スペース講座等を開催しました。離婚直後のひとり親家庭に対しては、生活の激変を緩和することなどを目的に、家庭生活支援員を派遣して家事や子育てなどの支援を行いました。また男女共同参画情報誌や労働情報誌による働き方に関係する情報の提供、講座開催を通してワーク・ライフ・バランスを推進する機運の醸成に努めました。

今後もきめ細やかな支援を継続して行い、働く男女の多様なニーズに対応するとともに、ワーク・ライフ・バランスのさらなる啓発等に努めます。

【基本課題】7.　多文化共生の推進

大阪府による平成 21(2009)年 12 月末時点での発表では、八尾市の外国人登録者数は大阪市、東大阪市、堺市についで府下で 4 番目に多く、八尾市の外国人登録者数（平成 23(2011)年 8 月末現在）は 6,770

人（男性 3,152 人、女性 3,618 人）であり、八尾市の人口に占める割合は 2.49%となっています。国籍別では韓国・朝鮮籍の人が最も多く全体の 56%を占め、続いて中国、ベトナム、フィリピン、ブラジルの順に多くなっています。

また、平成 20(2008)年度に八尾市が実施した「八尾市外国人市民情報提供システム調査」によると、日本語能力に関して「聞くだけなら少しできる」と答えた人が 23.3%と最も多く、ついで「会話は不自由なくできるが、読み書きは少ししかできない」、「何とか意思疎通ができる」と答えた人がそれぞれ 20.4%となっており、多言語による情報提供や相談、学習機会の必要性が伺えます。特に外国人女性については、言語や文化、価値観の違いによる困難に加え、女性であるということから更なる困難を抱えてしまう可能性があり、より充実した相談等の支援が必要であると考えられます。

このような状況を踏まえ、平成 21(2009)年度から外国人市民情報提供事業を実施し、外国人市民が安心して暮らせるように、市政や日常生活に必要なさまざまな情報を多言語で提供しています。また、市庁舎内での通訳配置や相談事業のほか、市庁舎外でも外国人市民相談事業を実施し、多くの外国人女性のさまざまな生活相談に対応しました。学習機会の充実については、(財)八尾市国際交流センターでの国際理解セミナーや国際理解教育など市民の国際理解と関心を高める事業や在住滞在外国人に対するさまざまな事業を支援しました。

今後も外国人市民のニーズに応じたさまざまな事業を実施し、外国人市民が安心して暮らせるように環境整備を行うとともに、異なる文化や生活習慣に関する相互理解の増進等に努めます。

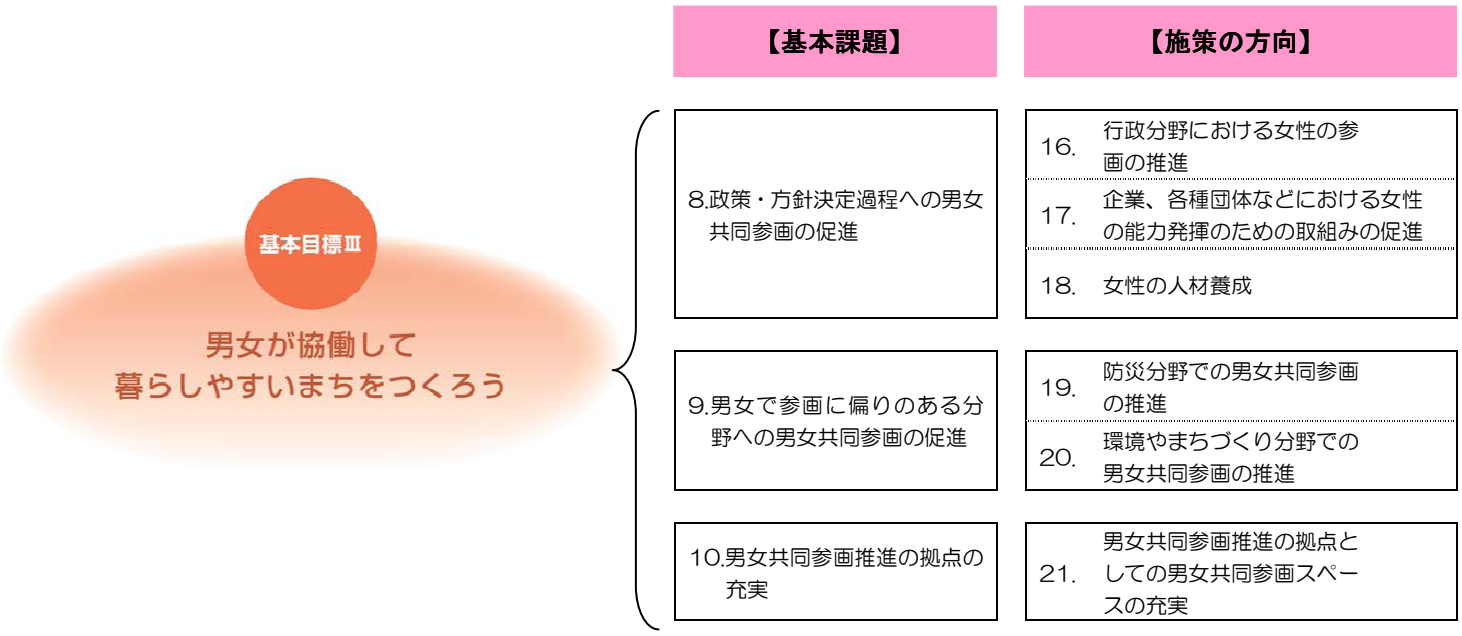

【基本課題】8.　政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

誰もが住みやすいまちをつくるためには、政策や方針を決定する過程に女性も積極的に参画し、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女双方の視点を取り入れることが重要です。

国連開発計画（UNDP）が平成 22(2010)年 11 月に発表した「人間開発報告書」によると、日本は「長

寿」「教育」「所得」の水準により人間開発の達成度を示す人間開発指数（HDI）が 169 カ国中 11 位（前年：182 カ国中 10 位）であり、かなり高い順位に位置します。しかし、世界経済フォーラムが同年 10 月に発表した男女格差報告では、女性の社会的地位の状況を示すジェンダー・ギャップ指数※は、134 カ国中 94 位（前年：134 カ国中 101 位）とかなり低く、日本における女性の政治経済活動あるいは意思決定への参画は、諸外国に比べると進んでいるとは言えない状況にあります。

また、八尾市においては、審議会等における女性委員の割合が平成 22 年 3 月末の時点で 29.3%となっており、平成 27(2015)年度の目標値である 35.0%を約 5 ポイント以上下回っています。女性委員がいない審議会（休会中を除く）についても 10 となっており、女性の登用が十分に進んでいるとは言えないのが実情です。

※ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）　各国における男女格差を測る指数。世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出される。

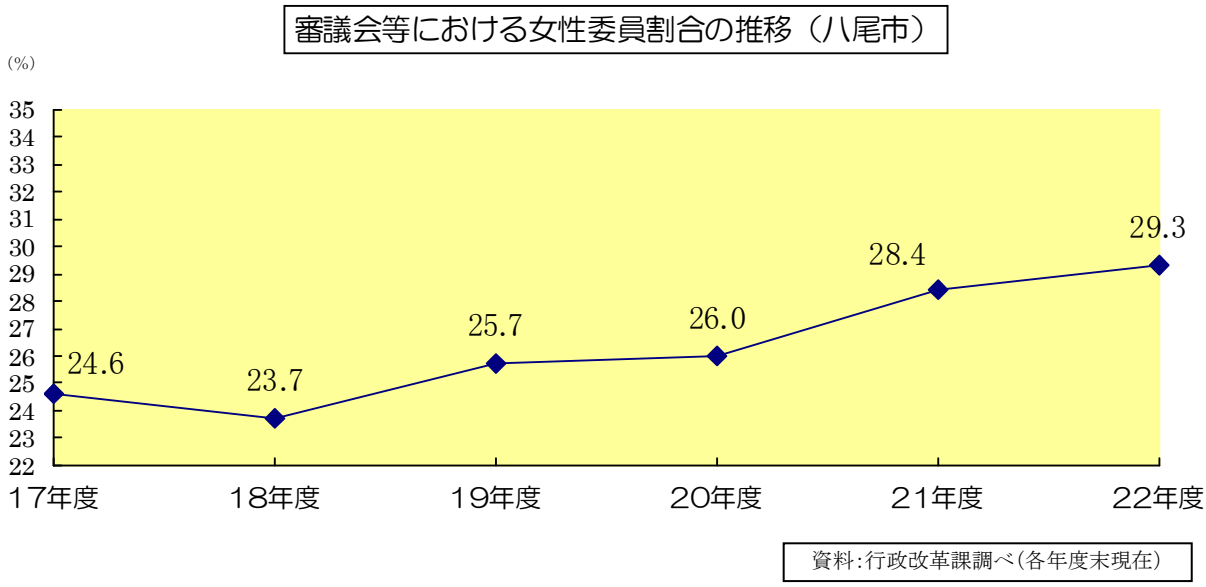

こうした状況を改善するため、行政が関係する分野での審議会や委員会、地域での団体等について女性の登用を働きかけるとともに市職員・教職員における管理職への女性の登用を促しました。また女性リーダーの発掘・養成をめざして啓発や交流、情報発信等の事業を実施しました。

今後もこうした働きかけを積極的に行うとともに、新たな女性リーダーの発掘や女性同士のネットワークづくりに努めます。

【基本課題】9.　男女で参画に偏りのある分野への男女共同参画の促進

近年、国内外でさまざまな災害が発生していることから、「防災」に関する意識は年々高まっています。そうした中で、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、日本だけでなく世界の人々に大きな衝撃を与えました。夏には、台風により甚大な被害が出ています。そして、他の災害時と同様にこれらの災害時における避難所生活や復興活動等においても、女性が性暴力などの被害に遭う危険性が非常に高くなること、また増大した家庭的責任が女性に集中することが改めて明らかになりました。こう

した点を踏まえ、防災・災害復興についての方針決定過程や復興支援活動に女性自身が積極的に参画し、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女双方の視点を取り入れることが求められます。

このような状況を踏まえ、男女で参画に偏りのある分野への男女共同参画を進めるために、まず女性の消防吏員を積極的に採用して救急や火災調査等の活動に従事できるように環境・施設の整備などを行いました。また、阪神・淡路大震災時に地域住民による自発的な救出・救助活動が被害の拡大を防ぎ、その後の復興にも大きな力を発揮したことから、八尾市においても町会（自治会）を単位とした自主防災組織を数多く結成しており、それらの組織が行う地域内の安全点検や防災知識の普及・啓発、防災訓練などの支援を行い、平成 22(2010)年度は自主防災組織訓練等に 2,027 人（前年：1,487 人）の女性が参加し、初期消火訓練などを積極的に行いました。また、未結成の地域に対して、新たな自主防災組織の結成を促しました。

環境やまちづくりの分野での男女共同参画の推進については、環境に関する計画策定に際して女性を積極的に登用し、男女双方の視点を取り入れました。また環境に関する取組みを推進する市民を公募して、環境問題などの学習会等を実施し、環境の分野での女性リーダーの育成に努めました。

今後もこうした事業を継続して行い、男女で参画に偏りのある分野への男女共同参画の促進に努めます。

【基本課題】10.　男女共同参画推進の拠点の充実

平成 11(1999)年に策定した「やお女と男のはつらつプラン」において、男女が対等なパートナーとして参加・参画できる社会の実現をめざすために、「教育・啓発事業をはじめ、情報の収集・提供と学習・交流の場としての拠点施設」の整備が掲げられました。その後、他市の状況や市民の意見等を踏まえて検討を重ね、平成 18(2006)年 10 月に男女共同参画推進のための拠点施設を八尾市役所西側のテナントビルの 2 階（約 40 ㎡）に開設しました。当初、市民の認知度は低く、利用もあまり進みませんでしたが、女性相談事業をはじめ、講座の開催や情報提供など、さまざまな事業を展開し、着実に利用者の拡大を図ってきました。そして平成 22(2010)年 4 月、生涯学習センター「かがやき」の 4 階（約 70 ㎡）に場所を移し、施設の多様な機能を活用した講座を開催するなど、新たな利用者の拡大を図りました。

主な事業の概要として、講座事業については、男女共同参画の視点を育むための講座や女性のエンパワーメントを目的とした講座を中心に数多く開催し、充実を図りました。情報の収集と提供については、男女共同参画に関する図書の充実に努めるとともに啓発冊子等を通じて情報の提供に努めました。また、「男女共同参画スペースだより」を毎月発行し、講座利用者や市内の各施設に配布し、男女共同参画に関する情報の提供と啓発を行いました。女性相談については、予約制による面接相談を毎月第 1 水曜日・第 4 土曜日の午後 1 時～4 時と第 2･4 火曜日の午前 10 時～午後 1 時に実施し、ＤＶも含めた夫婦関係や親子関係・人間関係、こころやからだの問題などの多岐にわたる相談に対応し、自立に向けての支援を行いました。また、プライバシーや体調等の理由で来所できない女性のために、上期と下期に 2 日間ずつ延べ 4 日間、女性のための電話相談事業を実施し、カウンセリングをはじめ情報提供や他機関の紹介などを行い、問題解決に向けての支援を図りました。

今後もこうした講座の開催や情報発信、女性相談などの各事業の充実を図り、利用者の拡大と拠点施設としての機能拡充に取組み、八尾市における男女共同参画の推進に努めます。

平成２２年度における
進捗状況について

平成２２年度におけるプラン進捗状況調査について

目標を「未来をはぐくむ共同参画社会へ」と定め、平成２７年度に向けて推進している「第２次 やお女と男のはつらつプラン」の各施策について、全庁調査し、担当又は該当する各所管の平成２２年度における推進状況の報告を求め、その概要をまとめました。

●調査時期

・平成２３年7月１３日（水）～8月１２日（金）

●調査内容

・プラン中の１～６９までの「具体的な施策」に該当する事務事業について、担当する所管ごとに以下の項目について報告を求めました。

1 . **担当課**

2 . **事務事業名**

3 . **事業開始年度**

4 . **根拠法令・要綱等**

5 . **事業目的（めざす状態）**

6 **対象**

7 . **事務事業概要**

8 . **平成22年度実施計画**

9 . **平成22年度実施実績**

10 . **平成23年度実施計画**

11 . **課題等内容**

⇒ 事務事業の目的を実現するうえで想定される懸念材料や課題を記入。また担当課で『該当事業がない』と回答があった場合は、実施しなかった理由を記入。

12 . **課題等への対応・解決内容**

⇒ 前項目の「課題等内容」に対して今後どう対応するのか、担当課の取り組みの方向性・内容を記入。また担当課で『該当事業がない』と回答があった場合には、今後の取り組み予定を記入。

13 . **目標値の設定の有無**

14 . **男女共同参画への貢献度**

⇒ プランの内容に照らして、当該事業の男女共同参画に対する貢献度を、「担当者の主観的判断」も含めて、A・B・Cで評価して記入。

A. 大いに効果があると考えられる
B. ある程度は効果があると考えられる
C. 判断できない、分からない

15 . **市民・事業者との協働取組**

⇒ ①当該事業を、市・市民・事業者が役割分担して協働で取り組むことの可能性を記入。

a. 可能
b. 分からない
c. 不可能

②協働が可能な場合は、市・市民・事業者のそれぞれの役割分担内容（概要）を記入。

A：大いに効果がある
B：ある程度は効果がある
C：判断できない、分からない

施策の方向		具体的な施策	具体的な施策（内容説明）	担当課	実施事業数（予定含む）	平成22年度の実施状況	現状・課題等	男女共同参画への貢献度
Ⅰ-1-1.家庭・地域・事業所における男女平等・男女共同参画意識の浸透	1	多様な媒体を通じた広報・啓発の実施	男女共同参画情報誌の作成や広報紙への啓発記事の掲載、インターネットホームページ、やおコミュニティ放送（FMちゃお）による啓発を行います。	・市政情報課 ・人権政策課	4	◆市政だより「じんけん」コーナーで啓発記事を掲載。 平成22年5月号（計1回） ◆コミュニティFM放送（FMちゃお）において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザの中で放送。 （月2回：再放送含む） ◆男女共同参画情報誌「えいぷりる10」を年2回（各3,000部）発行。 ◆「男女共同参画スペースだより」を月1回（400部程度）発行。	●情報誌については紙面の量に制限があるため工夫等が必要となる。	A；4
	2	「男女共同参画週間」「人権週間」などを活用した啓発	セミナーやフォーラムを開催します。	・人権政策課	3	◆はつらつフォーラムの実施。 ・講演会（午前の部）「がんばりすぎてるあなたに贈る～“肩の力を抜いて仕事を楽しむコツ”を教えます～」 参加者　70人。 ・講演会（午後の部）「桂あやめのお笑い人生　タダでは起きぬプラスアルファー思考法」参加者　181人。 ・実行委員　8人（女性6人、男性2人）。 ◆人権啓発セミナーの実施 さまざまなテーマを設定し、年4回（内1回は業者向け）開催。 ◆人権週間啓発事業 ・人権週間ポスター、のぼり、懸垂幕掲出、街頭啓発などを実施。	●はつらつフォーラムについて、さらに工夫を重ね、特に男性の市民実行委員の参加を促す必要がある。	A；2 B；1
Ⅰ-1-2.男女共同参画の視点での慣行等の見直し	3	男女共同参画推進モデル地区づくり	地域の男女共同参画を進めるモデル地区を指定し、市と協働で男女共同参画の取組みを進めます。	・人権政策課	1	－	●モデル地区の選定にあたり、各地域の状況等を把握し検討を行う必要がある。	A
	4	市役所内の慣行等の見直し	モデル職場となるよう、男女平等・男女共同参画の視点で、市役所の慣行・職務内容などを一層点検・見直します。	・人権政策課	1	－	●固定的性別役割分担によらず、一人ひとりが自らごみ出しやお茶くみを行うように全庁的に取り組んでいる。	A
Ⅰ-1-3.男女共同参画の視点での情報提供と活用力の推進	5	男女共同参画の視点での情報の提供	固定的な性別役割分担意識や男女の不平等を助長しないよう、男女共同参画の視点で刊行物、ポスター、ホームページなどを点検するとともに、男女の多様なイメージが社会に浸透するような表現を用いて情報提供を推進します。	・市政情報課 ・人権政策課	4	◆市政だより「じんけん」コーナーで啓発記事を掲載。 ・平成22年5月号（計1回）。 ◆コミュニティFM放送（FMちゃお）において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザの中で放送。 （月2回：再放送含む） ◆男女共同参画情報誌「えいぷりる10」を年2回（各3,000部）発行。 ◆「男女共同参画スペースだより」を月1回（400部程度）発行。	●情報誌については紙面の量に制限があるため工夫等が必要となる。	A；4
	6	男女共同参画に関する図書の充実	男女平等・男女共同参画に関する図書を充実すると同時に、様々な機会を通じて紹介、企画展示するなどして市民の関心を高めます。	・人権政策課 ・八尾図書館	2	◆男女共同参画スペースにおける図書貸出し　345冊。 ◆図書館サービスの充実事業において実施。 貸出点数　2,022,999点　利用者数　48,706人。	●図書情報の整理と提供。 ●図書館サービスの更なる充実に向けた人員・実施体制の整備が必要である。	A；1 B；1
	7	「情報」に関する理解・判断力を高める講座の開催	新聞やテレビ、インターネットなど、それぞれの媒体ごとの特性を理解し、性別役割を固定化した表現や女性に対する差別を見抜くことができるよう、情報に対する判断力や情報の活用力を高めるための講座を開催します。	・人権政策課	1	◆男女共同参画スペース講座(エンパワーメント講座)　開催回数　9回。 ・「プロが読み解くニュースの講座」、「ひとり親家庭等就業支援パソコン入門講座」、「女性のための法律講座」、「ココロとカラダの健康セミナー」、「すぐに役立つ老い支度講座」など。	●男性の参加者が少ない。	A
	8	青少年健全育成のための情報点検	家庭、学校、地域、行政が一体となって、人権尊重・男女平等の視点から有害なコミックやポルノ、ネット上の有害サイトなどが氾濫しないように点検に努めます。	・青少年課	3	◆社会を明るくする運動の実施。 ◆少年を守る日、家庭の日街頭啓発の実施　協力員数　402人。 ◆青少年指導員417人による巡回活動（男性104回、女性105回）。	●地域や人によって指導の内容等に差が生じる。	A；3

施策の方向		具体的な施策	具体的な施策（内容説明）	担当課	実施事業数（予定含む）	平成22年度の実施状況	現状・課題等	男女共同参画への貢献度
Ⅰ-2-4.保育所（園）・幼稚園・学校における男女平等教育の推進	9	「小・中学校および府立学校における男女平等教育指導事例集」などの活用	府教委発行の左記事例集の活用を促進するとともに、活用状況を把握し、男女平等・男女共同参画教育の充実を図ります。	・人権教育課 ・指導課	3	◆H22年度、「小・中学校および府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用率は、小学校69%、中学校40%。 ◆男女混合名簿の実施率は小学校で100%。中学校で60%。 ・中学校における混合名簿導入校が増加した。 ◆幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導助言を行った。	●男女平等教育に関する教材が増え、新しい教材や自主教材を利用する学校園も増えている。 ●デートDV等の新たな教育課題について学習していく必要がある。 ●教員の能力向上と学校全体の組織強化のために、教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A；1 B；2
	10	保育士、教職員への意識啓発・研修の充実	保育所（園）・幼稚園・学校で、必要以上の男女の区別や、固定的な性別役割分担意識を是認する慣行に敏感な視点をもつことができるよう、保育士・教職員に男女平等・男女共同参画意識の啓発をするとともに、男女平等・男女共同参画保育・教育に関する指導方法などの研修を充実させます。	・保育施設課 ・指導課 ・教育サポートセンター ・人権教育課	3	◆保育所（園）職員研修実施回数　20回。 ◆幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導助言を行った。 ◆人権教育研修講座「ジェンダーに気づけばもっと教育は輝く！～子ども一人ひとりをあるがままに活かすには～」講演会(66名参加)。	●効果的な研修になるように、内容・講師の選択を行っている。 ●教員の能力向上と学校全体の組織強化のために、教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。 ●人権意識の高揚を目的に、今日的課題を中心に指導主事・教員を対象に研修を実施している。	A；1 B；2
	11	男女平等・男女共同参画に関する保育・教育研究の推進	男女平等・男女共同参画保育・教育に関する教材や指導方法などの研究を行います。	・人権政策課 ・保育施設課 ・指導課 ・教育サポートセンター ・人権教育課	3	◆全国保育団体研究集会(広島)、大阪保育子育て人権研究集会、大阪保育子育て人権研究センター連続講座への参加。 ◆幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導助言。 ◆人権学習プログラム及び人権教育関係資料の整備。「人権教育推進のための手引き」「人権教育の資料」等を作成し、新たに2つの男女平等教育プログラムを作成して手引きに収録。さらに、研究、研修用図書・ビデオの整備を行った。	●効果的な研修になるように内容を選択し、保育実践への応用を行っている。 ●教員の能力向上と学校全体の組織強化のために、教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。 ●男女平等・男女共同参画を推進していくプログラムの中にデートDV等の今日的な課題を扱ったものを作成していく必要がある。	A；1 B；2
	12	男女平等・男女共同参画の視点に立った職業選択や進路指導の推進	男女がともに「社会的性別」（ジェンダー）にとらわれず、各人の生き方や適性にあった進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、男女平等・男女共同参画の視点に立ってキャリア教育を実施します。	・指導課 ・人権教育課	2	◆生徒の主体的な進路選択に適切な指導・助言ができるよう、進路に関する情報、キャリア教育に関する資料等の収集・提供を行った。 ◆「人権教育推進のための手引き」「人権教育の資料」等の作成。新たに進路保障プログラムを作成し、手引きに収録した。	●府立高校の特色づくり、再編整備など、高校入試と連動する改革については、今後の動向により生徒への影響が大きいと思われる。 ●男女平等・男女共同参画の視点に立った職業選択や進路指導のプログラムを作成していく必要がある。	A；1 B；1
	13	人権尊重に基づく性教育の推進	男女がともに互いの人格と人権を尊重することができるよう、年齢に応じて性に関する正しい知識・情報を提供するとともに、学習機会の充実を図ります。	・指導課	1	◆幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領に基づき、各学校園にて適切に編成された教育課程により、学習機会の充実に努めることができた。	●教員の能力向上と学校全体の組織強化のために、教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A
Ⅰ-2-5.生涯学習における男女平等・男女共同参画に関する学習の促進	14	男女平等・男女共同参画の視点を取り入れた講座などの開催	男女共同参画スペースや生涯学習センター等で開催する講座や人権学習講座、出前講座などにおいて、男女平等・男女共同参画の視点で講座やセミナーを開催します。	・人権政策課 ・生涯学習スポーツ課	2	◆男女共同参画に関する講座の実施 ・男女共同参画スペース講座　711人（女性661人、男性50人）。 ・人権啓発セミナー　58人。 ・出前講座　66人。 ◆コミュニティカレッジ推進委員の企画運営による市民向け講座を中心とする生涯学習講座を実施した。 ・八尾市民大学　1,384人（女性369人、男性1,015人）。 ・女と男のはつらつセミナー　201人。	●参加者層の拡大が必要である。 ●学習ニーズが多様化している。	A；1 B；1
	15	誰もが学習できる機会の確保	「八尾市第2次生涯学習振興計画」のもと、定着している「一時保育」の拡充とともに、開催曜日や開催時間に配慮し、誰もが参加しやすいよう、学習機会の整備を進めます。	・生涯学習スポーツ課 ・八尾図書館	3	◆コミュニティカレッジ推進委員の企画運営による市民向け講座を中心とする生涯学習講座を実施した。 ・八尾市民大学　1,384人（女性369人、男性1,015人）。 ・女と男のはつらつセミナー　201人。 ◆図書館行事の土日開催 ・行事　28回　76.1%(延べ回数　35回)、参加者　延べ　1,851人。 ・定例おはなし会（土曜日開催分）　図書館主催　44回　参加者　1,285人、ボランティア主催　33回　参加者　372人。 ◆図書館の成人向け行事における一時保育の実施回数　2回。	●学習ニーズが多様化している。 ●ニーズに応じた様々な曜日・時間帯で図書館行事を実施していくための人員・実施体制の整備が必要である。	B；3
	16	家庭における男女平等・男女共同参画を促進するための学習機会の提供	男女平等・男女共同参画の視点で家庭の教育力の向上をめざし、子ども会育成会・PTA等各種団体を通じて保護者に学習機会を提供します。	・青少年課 ・生涯学習スポーツ課	3	◆家庭教育を考える市民集会　参加者総数　324人。 ◆青少年健全育成八尾市民大会　参加者総数　201人。 ◆PTAと学校園の連携のもと、家庭教育学級を実施。	●家庭の日の一層の周知。 ●学習ニーズの多様化。	A；2 B；1

施策の方向		具体的な施策	具体的な施策（内容説明）	担当課	実施事業数（予定含む）	平成22年度の実施状況	現状・課題等	男女共同参画への貢献度
Ⅰ-3-6.女性に対する暴力根絶のための環境づくり	17	女性に対する暴力を許さない意識を浸透させるための広報、啓発の推進	暴力の実態を把握するとともに、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのために、様々な機会を通じて広報、啓発を進めます。	・人権政策課	3	◆男女共同参画情報誌「えいぷりる10」を年2回（3,000部）の発行。 ◆「男女共同参画スペースだより」への掲載。 ◆ポスターの掲示。	●掲示・配架のスペースの工夫と刊行物の効率的な配架を行う。	A；3
	18	女性に対する暴力を許さない意識を浸透させるための学習機会の提供	「女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、許せない行為である」という認識を高めます。	・人権政策課	1	◆男女共同参画情報誌「えいぷりる10」において、女性に対する暴力の実態等を広く周知した。 ・特集「女性に対する暴力って？」。	●より多くの市民の手に届くように効果的な配架を行う必要がある。	A
	19	犯罪防止のための地域環境の整備	公園や道路、街灯などの整備や地域ぐるみで犯罪防止の取組みを進めます。	・自治推進課	1	●八尾市防犯協議会による町会の防犯灯整備、維持管理等に対して補助を行う。	●市民及び事業者、行政がそれぞれの役割と責任のもと、円滑に連携した取り組みを進めている。	A
	20	相談窓口の周知徹底	男女共同参画スペース、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、大阪府女性相談センター、大阪府労働相談、大阪府すこやか教育相談、大阪府警ウーマンライン、ストーカー110番などの相談窓口の周知を図ります。	・人権政策課 ・こども家庭課	3	◆男女共同参画スペースの女性相談事業等の相談窓口を一覧にしたチラシを市内各所と学校園に配布しホームページに掲載、相談窓口の周知を行った。 ◆女性のための電話相談事業のチラシを自治振興委員会を通じて全戸回覧し、事業の周知を図るとともに、電話相談を通じて適切な相談窓口の紹介等を行った。 延べ4日間　40件（うちDV1件）。 ◆「女性の人権ホットライン」強化週間における女性の人権問題に関する電話相談について、市政だよりに掲載し周知を行った。	●さまざまな機関・媒体等を通じ、相談窓口の周知を図っている。	A；3
Ⅰ-3-7.女性に対する暴力への対策の推進	21	DV被害者の保護と自立に向けた支援のしくみづくり	大阪府女性相談センターと連携のもと、被害者(外国人女性の被害者も含む)が自立できるまでの支援のしくみづくりを行います。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定します。	・人権政策課	3	◆男女共同参画スペースにおける女性相談　面接相談　117件（女性のみ）、電話相談40件（女性のみ）。 ◆人権政策課におけるDV等の相談　38人（男性0人、女性38人）。 ◆八尾市DV対応連絡会を設置し、情報や意見の交換等を行う会議を2回実施した。	●男女共同参画スペースにおける女性の面接相談について、予約が増え、実際に相談を受けるまでに時間がかかる。	A；3
	22	相談窓口の充実	相談、刑事手続き、心身のケアなどにおいて、被害者が二次被害にあうことなく安心して相談できる相談窓口を充実します。	・人権政策課 ・こども家庭課	3	◆男女共同参画スペースにおける女性相談　面接相談　117件（女性のみ）、電話相談40件（女性のみ）。 ◆DV相談を受けた機関 ・人権政策課、男女共同参画スペース、生活福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、保健推進課、こども家庭課（みらい）。 ◆母子生活支援施設入所 ・世帯数　延べ111世帯。 ・延べ305人。	●男女共同参画スペースにおける女性の面接相談について、予約が増え、実際に相談を受けるまでに時間がかかる。 ●母子生活相談の7割がDV被害者からの相談であり、一時保護を念頭に対応する必要があるため、大阪府女性相談センターと緊密に連携をとっている。	A；2 B；1
	23	関係機関とのネットワークの構築	適切な支援が迅速に行えるよう、大阪府女性相談センター、ドーンセンター、警察、関係各課、市民活動団体など関係機関との連携を強化します。	・人権政策課 ・生活福祉課 ・こども家庭課 ・市民課　等	6	◆八尾市DV対応連絡会を設置し、情報や意見の交換等を行う会議を2回実施した。 ◆近隣10市による中北河内ブロック男女共同参画施策担当者連絡協議会に参加し情報交換を行った。 ◆大阪府主催の「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」（6/29）や女性相談センター主催の「市町村DV相談担当者ブロック別連絡会」（11/19）に参加し、情報交換等を行った。 ◆大阪府主催の「女性に対する暴力対策人材養成講座」に関係課の職員が参加し、支援に対する総合的な研修を受け、情報交換等を行った。 ◆DV被害者の問題解決や自立に向けて、生活福祉課において生活保護についての助言・援助を行った。 ・DV相談の件数　78件。 ◆住民基本台帳における閲覧制限等の支援を行った。 ・支援対象者数　49人。 ・市町村の判断による支援対象者数（DV，ストーカー以外）　15人。	●警察等も含めたより幅広いネットワークの構築。 ●関連機関との連携の強化と情報提供。	A；4 B；2
	24	若い世代へのデートDV予防対策の推進	新たな被害者・加害者を生み出さないよう、高校生を中心とした若い世代に対する予防的な取組みを推進します。	・人権政策課 ・青少年課	3	◆「男女共同参画スペースだより」8・11・12・1月号にてデートDVや女性に対する暴力等を取り上げ、特徴や問題点、相談機関の紹介などを行った。（月1回、400部発行） ◆青少年指導員による巡回活動（男性104回・女性105回）。 ◆こども110番の家・店の協力啓発実施　協力数　3,077件。	●対象となる世代とその保護者に対し、さらに啓発を推進していく必要がある。 ●地域や人によって指導の内容等に差が生じる。	A；3

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策（内容説明）	担当課	実施事業数（予定含む）	平成22年度の実施状況	現状・課題等	男女共同参画への貢献度
	25 加害防止のための取組みの検討	暴力の不当性・犯罪性を認識し、暴力をふるわないで問題を解決する方法を身につけられるよう、関係機関と連携して教育指導法などを研究します。	・人権政策課	1	－	●関係課との連携を模索しており、現在のところ未実施。	A
Ⅰ-3-8.セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進	26 地域や事業所に対してセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	事業所に対して、「改正男女雇用機会均等法」の周知を図り、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修などを実施します。地域活動・市民活動においても、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの観点に立った啓発や防止に向けて学習の充実を図ります。	・人権政策課 ・産業政策課	2	◆八尾市男女共同参画施策推進本部の研修として、人材育成室と共催で職員を対象にセクシュアル・ハラスメント防止研修を行った。 ・「セクシュアル・ハラスメントを許さない職場づくり」 参加者　72人。 ◆八尾市企業人権協議会の会員企業に対し、セクシュアル・ハラスメント防止の研修を行った。 ・「企業の社会的責任CSR」「企業と人権意識について」 参加者　103人。	●関係課が連携し、市内の事業所等に向けてセクシュアル・ハラスメント防止・啓発学習を行っている。	A；1 B；1
	27 学校、市役所におけるセクシュアル・ハラスメント被害者への対応体制の強化	学校・市役所においてセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・研修を充実するとともに、被害者が安心して相談できる窓口や苦情処理機関を充実します。	・人事課 ・教育サポートセンター	2	◆八尾市男女共同参画施策推進本部の研修として、人材育成室と共催で職員を対象にセクシュアル・ハラスメント防止研修を行った。 ・「セクシュアル・ハラスメントを許さない職場づくり」 参加者　72人。 ◆教職員を対象にセクシュアル・ハラスメント防止研修を行った。 ・小中学校初任者研修の「服務に関する研修」において、セクシュアル・ハラスメント防止の講義を実施　総参加者　67人。 ・講師等のための基本研修の「服務に関する研修」において、セクシュアル・ハラスメント防止の講義を実施　総参加者　90人。	●潜在的なセクハラを防止するため、相談窓口や苦情処理機関を周知していくとともに、相談しやすい環境づくりを行っている。 ●セクシュアル・ハラスメントを含むハラスメント全体に関する教職員対象の研修を実施していく必要がある。	B；2
Ⅰ-4-9.生涯を通じた健康づくりに対する支援	28 こころと体の健康に関する自己決定意識の浸透を図るための学習機会の提供	女性が生涯を通じて生命の安全や健康を自己管理する意識を培い、妊娠、出産などについて自己決定意識をもつよう、性教育の充実と講座の開催など、学習機会を提供します。	・人権政策課 ・保健推進課 ・指導課	5	◆こころと体の健康に関する自己決定意識を高めるため、男女共同参画スペースにおいて関連する講座を行った。 ・「ココロとカラダの健康セミナー～いま悩んでいる人も、今後が心配な人も～」参加者　女性4人。 ・「食べ物の情報　ウソ・ホント！？からだ思いの食生活」参加者　25人（女性24人、男性1人）。 ・「不安解消！介護のあれこれ」参加者　24人（女性22人、男性2人）。 ・「花セラピー（花療法）講座」参加者5人（女性4人、男性1人）。 ・20代からのからだと心のリフレッシュセミナー（全9回、延べ28人） ◆妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図った。 母子健康手帳交付数　2,361件。 ◆妊娠の届出により妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図った。 妊婦健康診査受診数　延べ　25,720件。 ◆両親教室を開催し妊娠・出産・育児の知識の普及や働く妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明を行った。 両親教室　年間36回開催　参加者　694人（妊婦548人、配偶者（男性）135人）。 ◆各学校園にて適切に編成された教育課程により、学習機会の充実に努めることができた。	●広報等を工夫し、参加者数を増やす必要がある。 ●母子健康手帳交付数は出生数とともに横ばいである。その中で、虐待の可能性の高いハイリスク妊婦（特に若年）については継続なフォローが必要である。 ●妊婦健康診査の公費負担額を平成23年7月から引き上げて、妊婦の経済的負担を軽減するとともに妊婦健康診査の受診率をあげた。 ●両親教室に参加した人の満足度は高く、参加者増加をめざしさらに周知に努める。 ●教員の能力向上と学校全体の組織強化のために、教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A；2 B；3
	29 年代に応じた健診、相談の充実と健康づくり講座等の開催	「健康日本21八尾計画」に基づいて、生涯を通じた健康づくりや健康への自己管理意識を高めるため、啓発や情報提供、健康診査、健康教室、健康相談を充実させます。	・保健推進課	2	◆生活習慣病の増加や壮年期死亡の問題、健診受診率の課題を踏まえ、健康施策を図るとともに、市民・地域・関係団体と連携・協働した健康づくりの推進を目的とする。 ・健康教育の実施　165回　5,866人。 ・健康相談の実施　336回　6,263人。 ・地域支援事業（特定高齢者施策）の実施　生活機能評価受診者数　6,095人。 ・地域支援事業の実施（一般高齢者施策）　健康教育参加者数　2,278人。 ◆各種健康診査を受診することにより、疾病の疑いのある者又は危険因子を持つ者をスクリーニングし、疾病の予防・早期発見を図るとともに、医療機関への受診を指導することにより、健康についての認識と保持増進を目的とする。 ・健康診査の実施 特定健康診査等　18,340人　健康増進法に基づく健康診査　70人　肝炎ウィルス検診　2,224人　骨粗しょう症検診　511人　成人歯科健診　3,419人。 ・がん検診の実施 胃がん　2,388人　子宮がん　11,515人　乳がん　9,629人　肺がん　3,668人　大腸がん　9,111人。	●各種健診（検診）受診率が前年度に比べて増加した。特に無料ｸｰﾎﾟﾝ事業の対象である子宮がん、乳がん検診で受診率の増加がみられた。	B；2

施策の方向		具体的な施策	具体的な施策（内容説明）	担当課	実施事業数（予定含む）	平成22年度の実施状況	現状・課題等	男女共同参画への貢献度
	30	妊娠・出産期における健康支援	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、健康診断や保健相談、医療における支援を充実します。特に働く女性の妊娠・出産については、事業所に母性保護についての啓発を行うとともに、働く女性に健康管理に関する情報を提供します。	・産業政策課 ・保健推進課 ・市立病院	4	◆妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図った。 母子健康手帳交付数　2,361件。 ◆妊娠の届出により妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図った。 妊婦健康診査受診数　延べ　25,720件。 ◆両親教室を開催し妊娠・出産・育児の知識の普及や働く妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明を行った。 両親教室　年間36回開催　参加者　694人（妊婦548人、配偶者（男性）135人）。 ◆女性が安心して妊娠・出産できるように医師確保を図りつつ、周産期医療の提供を行った。 分娩数　704件。	●母子健康手帳交付数は出生数とともに横ばいである。その中で、虐待の可能性の高いハイリスク妊婦（特に若年）については継続したフォローが必要である。 ●妊婦健康診査の公費負担額を平成23年7月から引き上げ、妊婦の経済的負担を軽減して妊婦健康診査の受診率をあげた。 ●両親教室に参加した人の満足度は高く、参加者増加をめざしさらに周知に努める。 ●市内に分娩施設が少ないことから、分娩の希望が市立病院に集中するため、すべての分娩に応えることが難しい。今後、出来るかぎり受入れを行い、市民のニーズに応えていきたい。	A；1 B；3
Ⅰ-4-10.健康をおびやかす問題についての対策の推進	31	健康相談窓口の充実	喫煙、飲酒、薬物、過食、拒食、月経痛や性の悩みなど、男女の健康と性についての悩みに対応するため、保健所・医療機関と連携し相談窓口を充実します。	・保健推進課 ・市立病院	2	◆生活習慣病の増加や壮年期死亡の問題、健診受診率の課題を踏まえ、健康施策を図るとともに、市民・地域・関係団体と連携・協働した健康づくりを推進した。 健康相談の実施　336回　6,263人。 ◆市立病院にがん相談支援センターを設置し、がんについて治療に関することだけでなく、看護や介護、精神的不安などのあらゆる疑問や心配事に関して相談を行い、患者、家族、知人、医療関係者など、市立病院受診の有無を問わず、様々な方から相談の受けた。 相談件数　1,311件。	●がん検診のクーポン事業等の影響により、相談件数が増加した。 ●がん相談について、市政だよりへの掲載依頼及び病院ホームページなどでの広報強化を行う。	A；1 B；1
	32	健康をおびやかす問題についての情報や学習機会の提供	HIV/エイズや性感染症、ドラッグ、喫煙、アルコールなどの正確な知識や予防対策についての情報提供を行います。特に思春期の男女双方には、学校教育などとの連携を図りながら、予防教育を充実させます。	・保健推進課 ・指導課	2	◆生活習慣病の増加や壮年期死亡の問題、健診受診率の課題を踏まえ、健康施策を図るとともに、市民・地域・関係団体と連携・協働した健康づくりを推進した。 健康教育の実施　165回　5,866人。 ◆保健主事全体会を開催し幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導助言を行った。 ・参加者　36人（女性28人、男性8人）。	●健康教室の参加者が昨年度に比べて増加している。 ●指導主事の研究・研修機会を増やし、学校園訪問による指導助言内容を充実させる必要がある。	A；1 B；1
Ⅱ-5-11.就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保	33	雇用の場における男女平等・男女共同参画推進の重要性に関する啓発	事業所や勤労者に向けた啓発冊子等を通じて、男女共同参画推進が企業の成長にも有益であることがわかるような情報を提供し、雇用の場の男女平等・男女共同参画の重要性について啓発を行います。	・産業政策課	1	◆勤労者と事業者向けに、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」(2,000部)を発行し、市内企業や関連機関等へ配架し、啓発を実施した。	●事業者が掲載記事に対し確実に関心を示すよう内容を精査するとともに、広報手段についても検討が必要。	B
	34	「労働事情調査」の活用	市内事業所における勤労者の労働条件等のデータをもとに、男女共同参画の取組み状況を把握し、施策に反映させます。	・産業政策課 ・人権政策課	1	◆労働行政に資する基礎資料を作成するため、各種意識調査（雇用・失業状況調査、勤労市民意識調査、労働実態調査）を実施した。	●回収率の低迷等により実施サイクルの見直し行ったため、次回労働事情調査は平成25年に調査票を設計し、平成26年に調査を実施する予定。	B
	35	総合評価入札制度の検討	事業所の男女共同参画への取組みを促す手法として、総合評価入札制度を検討していきます。	・契約検査課	―	－	●検討の結果、総合評価入札制度を実施する予定はない。	―
	36	女性のための出張労働相談窓口の検討	男女共同参画スペースを活用して、労働者の権利や法律上の規定、苦情の申立などについて労働関係機関と連携し、出張相談窓口を検討します。	・人権政策課 ・産業政策課	2	◆就労をはじめとする様々な生活上の諸問題について、就労・生活支援員が相談に応じる「就労・生活相談事業」を実施。市内6箇所の相談拠点の他、他の公共施設や家庭訪問による相談にも応じている。相談件数2,691件。 ◆八尾市ワークサポートセンターにおいて、弁護士と社会保険労務士による労働相談を実施（毎月第1・3・最終土曜日、予約優先）。相談件数110件。	●八尾市ワークサポートセンターでの労働相談については、当日の飛び込み相談もあり、予約の無い場合でも窓口を開設する必要がある。	A；1 B；1
	37	母子家庭の母親に対する支援	母子家庭の母親のニーズを調査し、一人ひとりが働く意欲を高めながら、経済的自立ができるよう就労支援のしくみを検討します。	・こども家庭課 ・産業政策課	2	◆母子家庭の自立を総合的に支援するための母子自立支援員を配置（相談件数　115件）し、また母子自立支援プログラム策定員を配置して家庭の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定した（2件）。さらに、就労支援事業として、技能取得費用の一部（100,000円を限度）を給付する自立支援教育訓練給付金（3件）、資格（看護師等）取得のために養成機関での受講に際して、その期間中の生活の不安を解消するため一定の給付を行う高等技能訓練促進費を支給した（28人）。 ◆働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・性別・出身地など様々な理由で雇用・就労が実現しない就労困難者を対象に、国・府等の関係機関と連携を図りながら雇用・就労に向けた支援を実施。相談件数1,943件。	●高等技能訓練促進費はほぼ100%の就業率となっており、母子家庭の自立に大きく貢献している。 ●一般失業者との境界線にいる就労困難者は雇用情勢の変化を受けやすく社会・経済情勢の動向によって相談者が急激に増減する。	B；2

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策（内容説明）	担当課	実施事業数（予定含む）	平成22年度の実施状況	現状・課題等	男女共同参画への貢献度
	38 非正規雇用者の雇用環境への支援	事業所に対して「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）や「労働者派遣法」などの非正規雇用に関する法令の周知を徹底します。	・産業政策課	1	◆勤労者と事業者向けに、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」(2,000部)を発行し、市内企業や関連機関等へ配架し、啓発を実施した。	●事業者が掲載記事に対し確実に関心を示すよう内容を精査するとともに、広報手段についても検討が必要。	B
Ⅱ-5-12.女性のチャレンジ支援	39 女性の職業能力開発	関係機関（例：21世紀職業財団、マザーズハローワーク等）と連携して技能の獲得や能力開発の機会を提供します。	・人権政策課 ・産業政策課 ・生涯学習スポーツ課	3	◆男女共同参画スペース講座「育児休業カムバック＆再就職支援セミナー」を開催し、育児休業からの職場復帰と再就職に必要な知識等の情報提供を行った。 ・「知って役立つ！仕事と育児の両立のノウハウ」 参加者　女性8人。 ・「保育所を利用したいパパ・ママと子どものための支援策」 参加者　女性9人。 ・「損しない！お金の知識と支援制度」 参加者　女性16人。 ・「作ろう！私のライフプラン＆マネープラン」 参加者12人（女性11人、男性1人）。 ◆職業能力開発講座を行い、就労困難者の職業能力開発を実施した。 ・「医療事務医科講座」（18日間） 参加者　15人。 ・「応募書類の書き方講座」 参加者　17人。 ・「就職するためのパソコン会計講座」（9日間） 参加者　10人。 ・「個人対応パソコン講座」 修了者　6人。 ◆生涯学習講座情報の提供を行った（「生涯学習の本ね。」他）。	●社会・経済情勢の動向により、就労困難者が急激に増減するので、そうした変化できる体制の検討が必要がある。 ●学習ニーズが多様化している。	A；1 B；1 C；1
	40 女性の再就労に対する支援	関係機関（例：21世紀職業財団、マザーズハローワーク等）と連携し、再就労の機会を得られるよう情報を提供します。	・人権政策課 ・産業政策課	2	◆男女共同参画スペース講座「育児休業カムバック＆再就職支援セミナー」を開催し、育児休業からの職場復帰と再就職に必要な知識等の情報提供を行った。 ・「知って役立つ！仕事と育児の両立のノウハウ」 参加者　女性8人。 ・「保育所を利用したい　パパ・ママと子どものための支援策」 参加者　女性9人。 ・「損しない！お金の知識と支援制度」 参加者　女性16人。 ・「作ろう！私のライフプラン＆マネープラン」 参加者12人（女性11人、男性1人）。 ◆産業情報誌「DESSE！やお」を年2回、各103,000部発行し、5大紙に折り込みを実施し、合同面接会の案内を行った。	●男女共同参画スペース講座について、テーマ設定やPR方法を工夫し、参加者数をさらに増やす必要がある。	A；1 C；1
	41 女性の起業に対する支援	融資制度など起業に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携して経営に関する知識などを身につける学習機会を提供します。	・人権政策課 ・産業政策課	1	◆中小企業サポートセンターにおいて専門コーディネーターによる相談･アドバイスを行ったほか、セミナー開催事業、研究会活動事業、産学官連携事業を実施した。 相談等対応件数 1,090件。	●ビジネスマッチング支援、海外取引支援、大学等との共同研究支援など多様化･深化する企業課題への対応の強化を図っている。 ●平成23年度から、中小企業サポートセンターにインキュベーション施設を設置し、八尾市内において新製品・新技術の研究開発や新分野への進出等をめざす創業予定者に対する支援を行う。	B；1
Ⅱ-6-13.仕事と子育て・介護の両立のための支援の充実	42 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の推進	働く男女が利用しやすいよう、多様な雇用形態やニーズに対応した子育て支援の充実を進めます。	・こども政策課 ・こども家庭課 ・保育施設課	7	◆平成22年3月に策定した次世代育成支援行動計画（後期計画）について、次世代育成支援推進本部を中心に進行管理を行った。また次世代育成支援推進委員の会議（2回）において次世代育成支援の推進に必要な取り組みの検討を行った。 ◆次世代育成支援行動計画の周知・啓発を図るため、シンポジウムを開催した。さらに、次世代育成支援行動計画を推進するにあたり、課題等の拾い出しを行うワークショップ「守りたい子どもの未来」を立ち上げ、ワークショップを2回開催した。また、子育てに関する情報を提供するため、子育てノートブック3,000部を配布した。 ◆休日保育事業の実施。 キリン保育園　523件　マリア保育園　141件。 ◆病児・病後児保育事業の実施。 ・病児対応型　八尾徳洲会総合病院　607件　マリア保育園　56件。 ・体調不良児対応型　キリン第二保育園　マリア高安保育園　龍華保育園　久宝寺保育園。 ◆子育てを助け合う会員組織を作り、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図るファミリー・サポート・センター事業の実施。 ・援助会員　320人　依頼会員　833人　両方会員　107人　活動件数　6,085件。 ◆子育て短期支援事業の実施。 ・家庭での養育困難時や母子の緊急保護時に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護する短期入所事業（ショートステイ）の実施。 ショートステイ延利用日数　134日。 ・仕事等で平日夜間や休日に児童養育が困難な場合に児童を預かる夜間擁護事業（トワイライトステイ）を実施。 トワイライトステイ延利用日数　1,406日。 ◆保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い保育時間の延長に対する需要に応えるため、公立保育所において長時間保育に加え延長保育事業を実施。	●地域全体で子育てを支えるしくみづくりが必要である。 ●ワークショップでいただいた意見等を有効に活用する必要がある。 ●休日保育事業について、利用者が少なく実施施設側にとって高コストの事業であるが、多様なライフスタイルに対応するため今後も継続していく必要がある。 ●病児・病後時保育事業は子育てと仕事の両立支援においては欠かせない事業である。 ●ファミリー・サポート・センター事業について、多様なニーズへの対応や制度の普及による地域の子育て力アップ等が必要である。 ●子育て短期支援事業について、複数世帯の受入ができないため、利用希望が重なると利用できない場合がある。虐待予防の観点からも柔軟な運用や受入先の増加が必要である。	A；3 B；4

施策の方向		具体的な施策	具体的な施策（内容説明）	担当課	実施事業数（予定含む）	平成22年度の実施状況	現状・課題等	男女共同参画への貢献度
	43	男女共同参画の視点に立った高齢福祉施策の推進	仕事と介護の両立ができるよう、介護保険制度の普及とともに、必要な情報が必要なところに届くよう情報提供や相談窓口の充実を図ります。	・高齢福祉課 ・介護保険課	2	◆地域包括支援センター（直営1カ所、地域型10ヵ所）において、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が高齢者自身やその家族等からの相談に応じ、特定高齢者のマネジメントや虐待・権利擁護への対応、困難事例の調整、介護支援専門員への助言などを行った。 ・相談件数　12,083件（内、権利擁護403件、虐待805件）。 ◆介護保険の情報を提供するため、パンフレット等を作成し市内各所に配布した。また介護サービス事業者を様々なメニューから検索することができる事業者情報システムをホームページに掲載し情報提供を行った。	●介護等に関する相談件数の増加により、相談体制を強化するとともにネットワーク機能を強化する必要がある。 ●ホームページやパンフレット等にて情報提供を積極的に行い、各種関係団体の協力のもと地域に根ざした活動を通じた制度周知により、制度の理解と利用の促進を図っている。	A；2
	44	育児・介護等への男性の参加の促進	男性が育児や介護等の家事責任を担うことができるよう学習機会や情報を提供します。	・人権政策課 ・こども家庭課 ・高齢福祉課 ・介護保険課 ・保健推進課 ・職員課	5	◆男性の家事・育児・介護支援を目的とした男女共同参画スペース講座を実施。 ・老い支度講座「不安解消！介護のあれこれ」 男性参加者　2人、「楽しく学ぼう！食育講座」 男性参加者　3人、パパの子育て応援講座「えほんdeあそぼ」 男性参加者　2人、「おひとりさまの“もしも！”のための法律講座」 男性参加者　4人。 ◆子育て総合支援ネットワークセンター事業の一つとして、父親の子育て参加についての講演会を実施した。 ◆地域包括支援センター（地域型10ヵ所）において、在宅介護に必要な知識の伝達と技術の支援を行うために家族介護教室を実施し、高齢者の在宅生活の継続を可能にし、生活の向上を図った。 家族介護教室　64回開催　参加者　863人。 ◆両親教室を開催し妊娠・出産・育児の知識の普及や働く妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明を行った。 両親教室　年間36回開催　参加者　694人（妊婦548人、配偶者（男性）135人）。 ◆市職員に対し、「育児支援ハンドブック～子育てと仕事の両立に向けて～」を活用し育児休業等の制度を分かりやすく紹介した。また新規採用研修等において、各種制度の研修・啓発を行った。	●対象となる男性に参加してもらうことが難しい。 ●子育て講演会について、年間2回の予定の中で、取り上げるべきテーマは多岐にわたるため、男性の育児参加に着目した内容を毎年行うことは難しい。 ●家族介護教室について、地域生活を支える活動として重要な事業である。 ●両親教室に参加した人の満足度は高く、参加者増加をめざしさらに周知に努める。 ●八尾市職員に対するアンケート結果からも、男性が育児休業等を取得しやすい職場環境であるとは言えない状況がうかがえる。	A；3 B；2
	45	両立支援に向けた事業所の取組みの促進	男女労働者が仕事と家庭・地域生活のバランスのとれた生活がおくれるよう、事業所に向けて「次世代育成支援事業主行動計画」の策定や、両立支援策の実施など、就業環境の整備を促します。仕事と家庭・地域生活の両立支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰する顕彰制度を検討します。	・人権政策課 ・こども家庭課 ・産業政策課	2	◆企業向けに講師の派遣等を行う出前講座の募集を行った。 ◆市内事業所の人権意識を啓発し人権問題に幅広い理解を促すため、八尾市企業人権協議会主催のセミナーを開催した。 ・参加者　103人。	●中小零細企業等に対し職業生活と家庭・地域生活の両立の重要性を理解してもらうことが難しい。 ●八尾市企業人権協議会の会員を拡充するとともに、会員以外の企業に対し啓発を行う必要がある。	A；1 B；1
	46	ひとり親家庭への支援の充実	母子家庭、父子家庭それぞれのニーズを調査し、それらに即した支援を充実させます。	・こども家庭課	1	◆ひとり親家庭の就労支援や生活の安定を図るために、家庭生活支援員を派遣し、家事支援や子育て支援を行った。 ・利用料　所得に応じて0～300円。 支援員派遣時間数　2,646時間。	●離婚直後の生活激変時や修学、疾病等、自立支援が一時的に必要な家庭への支援策として非常に有効であるが、一部、事業の趣旨に合致しない利用者が存在するため、利用者・委託事業者に事業の正しい趣旨を理解してもらう必要がある。また、子育て支援サービスの支援員が少なく、支援員を増加する必要がある。	B
Ⅱ-6-14.「ワーク・ライフ・バランス」という考え方の普及	47	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」推進の機運の醸成	多様な媒体を通じて、職業生活と家庭・地域生活の両立を図ることの重要性を啓発します。	・人権政策課 ・こども政策課 ・産業政策課	5	◆男女共同参画情報誌「えいぷりる10」において、仕事と生活の両立のポイントを紹介した記事等を掲載し、市内各所等に配布した。 ◆勤労者と事業者向けへの啓発冊子「労働情報やお」（2,000部）にワーク・ライフ・バランスについての記事を掲載し、市内企業や関連機関等へ配架・啓発を行った。 ◆次世代育成支援推進委員の会議において次世代育成支援の推進に必要な取り組みの検討を行った。 ◆次世代育成支援行動計画の周知・啓発を図るため、シンポジウムを開催した。さらに、次世代育成支援行動計画を推進するにあたり、課題等の拾い出しを行うワークショップ「守りたい子どもの未来」を立ち上げ、ワークショップを2回開催した。また、子育てに関する情報を提供するため、子育てノートブック3,000部を配布した。 ◆市内事業所の人権意識を啓発し人権問題に幅広い理解を促すため、八尾市企業人権協議会主催のセミナーを開催した。 参加者　103人。	●中小零細企業等に対し職業生活と家庭・地域生活の両立の重要性を理解してもらうことが難しい。 ●事業者が掲載記事に対し確実に関心を示すよう内容を精査するとともに、広報手段についても検討が必要。 ●地域全体で子育てを支えるしくみづくりが必要である。 ●ワークショップでいただいた意見等を有効に活用する必要がある。 ●八尾市企業人権協議会の会員を拡充するとともに、会員以外の企業に対し啓発を行う必要がある。	A；4 B；1
	48	様々な働き方についての情報提供	仕事と生活の調和を図れるよう、フレックスタイム制や、テレワークなど種々の柔軟な働き方について情報を提供します。	・産業政策課	1	◆勤労者福祉の増進を目的に発行している「労働情報やお」（2,000部）において、企業の社会的責任や様々な人権の重要性等の啓発を行った。また八尾市ワークサポートセンターにおいて職業相談・職業紹介が利用できること、また在宅ワーク支援事業に関わる情報提供を行った。	●掲載記事に関心を示すよう内容を精査するとともに、広報手段についても検討が必要。	B

施策の方向		具体的な施策	具体的な施策（内容説明）	担当課	実施事業数（予定含む）	平成22年度の実施状況	現状・課題等	男女共同参画への貢献度
Ⅱ-7-15.外国人女性への支援	49	多言語による情報提供の充実	外国人女性が安心して暮らせるように、市政や日常生活に必要な様々な情報を多言語で提供するなどのサービスの向上に努めます。	・文化国際課	1	◆外国人市民情報提供事業として、英語・中国語・ベトナム語の3カ国語で、行政情報や地域情報を掲載した情報誌を年6回発行し、外国人市民のコミュニティ形成を支援するとともに、外国人市民が地域社会の構成員として地域コミュニティとの共生を図れるよう支援した。	●外国人市民の視点を取り入れた内容の充実と、より多くの外国人市民への情報誌の配布を検討する必要がある。	B
	50	外国人市民のための相談窓口の充実	日常的な悩みや女性に対する暴力などに応えられるよう相談窓口を充実します。	・人権政策課 ・自治推進課 ・文化国際課	4	◆関係機関と連携し、通訳を介してDVに関する相談に対応。 ・人権政策課で対応したDV等の相談　38人（男性0人、女性38人）。そのうち外国人市民女性1人（ベトナム語）。 ◆市民相談の一つとして、総合案内室に中国語とベトナム語の通訳者を配置し、通訳及び相談業務を行った。　相談件数　中国語475件　ベトナム語　133件。 ◆通訳配置事業として、外国人市民の行政手続き等のサポートを目的に、窓口通訳者を庁内に配置。中国語、ベトナム語それぞれ週2回。通訳配置日数　165日。 ◆外国人市民相談事業として、市役所庁舎外での行政手続き等の通訳・相談に対応するため、ベトナム語相談を週4日、中国語、韓国・朝鮮語の相談を週1日実施。　相談件数　中国語、韓国・朝鮮語　77件　ベトナム語　704件。	●特殊な言語に対する通訳の確保が困難である。 ●内容により所要時間が長くなることがあり、他の利用者に待ってもらわなければならない場合がある。 ●利用者の利便性の向上を図っている。 ●相談事業の周知を図っている。	A；4
	51	多文化理解のための学習機会の充実	国際理解を深めるための学習機会を充実するとともに、市民や市民活動団体が行う男女共同参画に関する国際交流活動や国際協力を支援します。	・文化国際課 ・生涯学習スポーツ課	2	◆（財）八尾市国際交流センターの運営を補助し、財団の実施する多文化理解のための取り組みを支援。センター事業として、国際理解セミナー、国際教育プログラム、在住滞在外国人への支援事業などを実施し、国際理解を深めるための学習機会の充実等を図った。 ◆「よみ・かき・ことば」の学習が必要な市民に対し、識字・日本語学級事業を実施し、継続した学習の機会の提供を行った。　延べ出席者数　1,631人。	●（財）八尾市国際交流センターの実施するセミナー等の事業を支援し、市民の国際意識の高揚と外国人市民との多文化共生を推進する。 ●講師と生徒が一人ずつ組になり、学習することによって生徒の習熟度に合わせた指導を行っており、今後も引き続き学習機会を提供・支援していく。	B；2
Ⅲ-8-16.行政分野における女性の参画の推進	52	審議会などの委員への女性の登用の推進	関係団体に働きかけたり、委員の選出方法を検討したり、公募制の推進を図るなどして、本計画の最終年(平成27 (2015) 年)には、女性委員の登用率35%以上を目標とします。また、全ての審議会・協議会等に女性委員が参画するよう働きかけます。	・人権政策課	2	◆八尾市男女共同参画施策推進本部会議を計2回行い、その中で審議会等における女性委員の参画推進について各部局長に依頼した。 ◆改選等を行った50の審議会等について、女性委員の参画に関する事前協議を実施。多くの女性委員を新たに登用することができた。	●専門的な分野で活躍する女性が少なく、今後、女性委員の登用率を上げるための方策についてさらに検討していく必要がある。	A；2
	53	市職員・教職員における管理職への女性の登用の推進	市職員・教職員の職務内容の見直しや職務能力向上を図り、本計画の最終年(平成27 (2015) 年)には管理職への女性登用率を20%以上にひきあげることをめざします。	・人事課 ・総務人事課	2	◆市役所の女性管理職（課長補佐級以上）の割合（H22.4.1現在）。 ・総数　男性　1,385人、女性　821人（37.2%）。 ・管理職（課長補佐以上）　男性　341人、女性　73人（17.6%）。 ◆小・中・特別支援学校の校長・教頭の割合（H22.4.1現在）。 ・小学校 教頭　男性20人　女性9人（31.0%）、校長　男性23人　女性6人（20.6%）。 ・中学校 教頭(八尾中夜間を含む)　男性14人　女性2人（12.5%）、校長　男性15人　女性1人（6.2%）。 ・特別支援学校　教頭　男性1人、女性0人（ 0%）、校長　男性0人　女性1人（100.0%）。	●出産育児適齢期世代が偏っているため、休業期間もほぼ重なる状態となり、職員の昇任・昇格にどうしても影響が出てしまう。教育委員会については女性管理職が34.6%（平成22年4月1日現在）となっており、教職員などで部分的に満たしている状況である。 ●教育委員会においては女性管理職の割合は増加しており、今後もさらに育成を進めて女性管理職の登用を促進していく。	B；2
Ⅲ-8-17.企業、各種団体などにおける女性の能力発揮のための取組みの促進	54	企業の積極的な女性の能力活用の取組みを顕彰するしくみづくり	市内の中小企業を主な対象に、働く一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりに向けて、意欲的に取り組んでいる企業等を表彰する顕彰制度を検討します。	・人権政策課 ・産業政策課	1	－	●大阪府の実施している「男女いきいき・元気宣言」事業者制度の効率的な活用等を検討している。	A
	55	働く女性のネットワークづくりの促進	「大阪府企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」を活用して、市内の中小企業で働く女性労働者に、企業横断的にメンター（助言者）やロールモデルとなる女性を紹介するなど、交流とネットワークづくりを行って、働く女性の意欲を高めます。	・人権政策課 ・産業政策課	1	－	●ロールモデル事業の効率的な活用を検討している。	A

施策の方向		具体的な施策	具体的な施策（内容説明）	担当課	実施事業数（予定含む）	平成22年度の実施状況	現状・課題等	男女共同参画への貢献度
	56	自治会などの地域団体における男女共同参画の促進	地域の様々な慣行や慣わしに配慮しながら、地域活動に男女が共同して参画するよう、団体の意思決定の場への男女共同参画を働きかけます。	・人権政策課 ・自治推進課 ・青少年課 ・地域福祉政策課 ・高齢福祉課 ・生涯学習スポーツ課など	7	◆人権啓発の推進を図り、人権尊重のまちづくりに寄与する団体。 ・八尾市人権啓発推進協議会役員　男性17人、女性３人（15.0%）。 ◆協力団体である八尾市自治振興委員会（754町会、87,530世帯）の活動を支援するため、補助金を交付。また、市政だよりの配布、ポスターの掲示、チラシの回覧等の業務を同委員会に委託。 ・自治振興委員　男性632人、女性122人(16.2%)、八尾市自治振興委員会幹事　男性41人、女性1人（2.4%）。 ◆青少年育成等に関わる団体。 ・八尾市青少年育成連絡協議会役員　男性7人　女性4人(36..4%)。 ・八尾市青少年問題協議会　男性28人　女性3人(9.7%)。 ・八尾市立青少年運動広場運営委員会　男性5人　女性2人（28.6%） ◆民生委員・児童委員協議会　男性173人　女性212人（55.1%）。 ◆高齢者福祉等に関する団体。 ・老人ホーム入所判定委員会　男性3人　女性2人（40.0%）。 ・地域ケアケース会議　男性71人、女性79人（52.7%）。 ・地域ケア連絡協議会　男性16人、女性5人（23.8%）。 ・地域包括支援センター運営協議会　男性11人、女性6人（35.3%）。 ◆PTA会長。 ・小学校PTA会長　男性26人、女性3人（10.3%）。 ・中学校PTA会長　男性14人、女性1人（6.7%）。 ◆子ども会（37地区・263団体）育成者　男性会長47人、女性会長216人（82.1%）	●人権啓発推進協議会の役員について、２年に一度の役員改正の際の推薦依頼時に、各団体に女性委員の推薦を呼び掛ける予定である。 ●自治振興委員の選任については、各町会に委ねられており、女性の積極的な参加と意思決定過程への参画を促している。また、女性の配偶者が実際に町会活動を行っている場合は、その女性を自治振興委員として報告・登録するようお願いしている。 ●青少年育成等に関わる団体について、役員や委員になることを負担と感じている女性が多い。また人材も非常に少ない。 ●民生委員・児童委員協議会について、慣行や経験年数も関連し難しい面もあるが、その中で男女共同参画を働きかけている。 ●高齢者福祉等に関する団体について、女性比率が減少することのないように各団体に女性参画の協力要請を行っている。 ●PTAについて、女性の登用を働きかけるのは難しい。	A；4 B；2 C；1
Ⅲ-8-18.女性の人材養成	57	女性リーダーの養成・発掘と登用のしくみづくり	様々な分野の意思決定の場に女性の参画が進むよう、女性リーダーの発掘・養成を行います。	人権政策課	2	◆女性を支援する拠点施設として、男女共同参画スペースにおいて啓発・交流・情報発信・相談等の事業を展開し、支援体制・支援事業の充実を図り、その中で女性リーダーの発掘・養成を行う。 来場者3,194人（女性2,597人、男性597人）、相談（女性338人、男性3人）、交流（女性1,212人、男性316人）、講座（女性207人、男性31人）。 ◆公募市民による実行委員会形式で、フォーラムの企画・運営を行い、男女共同参画に関する視点を育むとともに、女性リーダーへの養成を図る。 ・講演会（午前の部）「がんばりすぎてるあなたに贈る～“肩の力を抜いて仕事を楽しむコツ”を教えます～」 参加者　70人。 ・講演会（午後の部）「桂あやめのお笑い人生　タダでは起きぬプラスアルファー思考法」参加者　181人。 ・実行委員　8人（女性6人、男性2人）、会議開催回数9回、企画・運営と記録集の作成等を行った。	●男女共同参画の分野で主体的に活動する女性リーダーの発掘・養成が非常に難しい。	A；2
	58	人材リストの整備と活用	審議会・協議会の委員として、また、講座等の講師として協力してもらうことのできる個人および団体のリストを整備し、活用に供します。	・人権政策課	1	◆市民講師等のリストの整備。	●専門的な分野、特に技術系分野等で活躍する女性が少なく、さらに女性人材リストを整備し、あらゆる分野への女性の参画推進をめざす。	A
Ⅲ-9-19.防災分野での男女共同参画の推進	59	女性消防吏員の積極的な採用・配置	災害現場等での活動業務に女性消防吏員が従事できるよう、職場環境の整備や、採用・配置を進めます。また、女性の消防団員の実現をめざします。	・消防総務課	1	◆24時間交替制勤務における救急・火災調査等の活動業務に従事できるような職場の環境・施設整備を行うことにより、女性消防吏員の能力開発と職域拡大を図る。 ・女性消防吏員4名を活動業務（救急）に配属。 ・女性消防吏員1名を部内委員会（セクシュアル・ハラスメント相談員）として継続登用。 ・女性消防吏員１名を部内委員会（不祥事検討委員会委員）として登用。	●交替制勤務の就業に備えた施設の整備や新しい資機材の開発・導入等を図るとともに、組織における男女共同参画社会意識の浸透を図っている。また、女性の体調の変化を早期把握・対応するための体制確立をめざす。 ●消防団員については、定数を充足しており、新規募集の予定はない。今後、施設や活動環境の整備も含め慎重に検討を行う必要がある。	A
	60	男女共同参画の視点での地域防災計画等の見直し	地域防災計画、各種対応マニュアル・支援策において、被災時あるいは復興時の男女のニーズの違いなどに配慮できているか、という観点から点検・見直しを行います。	・総務課	1	◆平成21年3月に地域防災計画を改訂。22年度中については、機構改革に伴う所属名と事務分掌等の変更を行った。	●地域防災計画の改訂に向けての取り組みとして、地域防災計画推進会議を設置し、市民の視点に立った防災対策の課題整理を行い、その内容を踏まえて女性や災害時要援護者の視点に立った地域防災計画の見直しを実施する。	B
	61	災害・復興時における女性の人権の尊重	災害・復興時における女性をめぐる問題を人権尊重の視点で洗い出し、地域防災計画などに生かします。	・総務課	1	◆平成21年3月に地域防災計画を改訂。22年度中については、機構改革に伴う所属名と事務分掌等の変更を行った。	●地域防災計画の改訂に向けての取り組みとして、地域防災計画推進会議を設置し、市民の視点に立った防災対策の課題整理を行い、その内容を踏まえて女性や災害時要援護者の視点に立った地域防災計画の見直しを実施する。	B

施策の方向		具体的な施策	具体的な施策（内容説明）	担当課	実施事業数（予定含む）	平成22年度の実施状況	現状・課題等	男女共同参画への貢献度
	62	地域における防災意識の向上および女性リーダーの育成	地域住民が緊急時の対処法や復興時の体制に関する知識を習得できる機会を充実します。また、災害時や復興活動における女性リーダーの育成を図ります。	・総務課 ・人権政策課	1	◆災害による被害を最小限度に抑制するため、自主防災組織の結成を促進し、当該組織の防災活動を支援するため、技術的指導や、防災資器材の整備助成等を行った。また、平成22年度において、2つの町会で自主防災組織が結成された。 ・22年度の自主防災組織訓練等への女性参加者数　4,240人中、2,027人。	●自主防災組織の中でも地域差があるため、どの地域でも組織が機能するように、リーダーの養成が求められる。	B
Ⅲ-9-20.環境やまちづくり分野での男女共同参画の推進	63	男女共同参画による環境への取組み	「八尾市環境総合計画」に基づいた取組みを、男女が協力して実践できるよう、市民活動団体や市民への支援を進めます。	・環境保全課	2	◆市民環境推進員を公募し、学習会等により環境問題を学び、環境保全と創造について理解を深める。そして自主的な活動を通して指導者の育成を図る。 ・市民環境推進員　男性11人、女性6人(35.3%)。 ・定例学習会　年12回、推進員活動回数　年間延べ197回、環境カレンダー　24,000部作成。 ◆地球温暖化対策を推進する組織を設立し、「八尾市地球温暖化対策実行計画」に基づき具体的な施策や目標の設定を行った。 ・八尾市地球温暖化対策推進運営会議（全6回）　男性12人、女性5人(29.4%)。	●市民環境推進員として6人の女性が活動しているが、活動を継続し、リーダーとなる女性の育成が難しい。 ●情報発信などを工夫するとともに、地球温暖化防止活動を多くの人に行ってもらうように推進している。	A；1 B；1
	64	地域活動における女性リーダーの育成	地域活動やまちづくりの活動の中で、中心となって活躍できる女性リーダーの育成を進めます。	・人権政策課	1	–	●関係課との連携も含め、有効な施策について検討する必要がある。	A
Ⅲ-10-21.男女共同参画推進の拠点としての男女共同参画スペースの充実	65	男女共同参画の視点に立った講座の開催	男女共同参画スペースで、男女共同参画意識をはぐくむための講座を実施します。	・人権政策課	1	◆男女共同参画スペース講座　参加者　711人（女性661人、男性50人）。 ・（エンパワーメント講座）「プロが読み解くニュースの講座」（2回）、「就業支援パソコン講座」、「法律講座」（2回）、「健康セミナー」、「老い支度講座」（2回）、「すみれ1周年記念コンサート」。 ・（市民講師講座）「花セラピー講座」、「絵本の読み聞かせ講座」。 ・（交流講座）「フレッシュママのほっとタイム」（12回）、「シングルマザーのほっとタイム」（7回）、「大人のための絵本講座」（11回）、「リフレッシュセミナー」（9回）、「おひとりさまでも大丈夫」（11回）、「ストーンペインティング」（2回）。 ・（両立支援講座）「楽しい子育て（ベビースリング講習会、いまどきの子育て・孫育て、おもちゃ・絵本）」（3回）、「夏休み親子講座（食育、絵本の読み聞かせ）」（2回）、「育休カムバック＆再就職支援セミナー」（4回）。	●興味を引くテーマ設定やPR方法、開催日時等の検討が必要である。	A
	66	女性のエンパワーメント講座の開催	女性が仲間とともに学ぶことで、自分の内なる力を発揮し、地域や社会を変えたり、自分らしい生き方をめざす力をはぐくむことができるよう、講座を開催します。	・人権政策課	1	◆男女共同参画スペース講座　参加者　711人（女性661人、男性50人）。 ・（エンパワーメント講座）「プロが読み解くニュースの講座」（2回）、「就業支援パソコン講座」、「法律講座」（2回）、「健康セミナー」、「老い支度講座」（2回）、「すみれ1周年記念コンサート」。 ・（市民講師講座）「花セラピー講座」、「絵本の読み聞かせ講座」。 ・（交流講座）「フレッシュママのほっとタイム」（12回）、「シングルマザーのほっとタイム」（7回）、「大人のための絵本講座」（11回）、「リフレッシュセミナー」（9回）、「おひとりさまでも大丈夫」（11回）、「ストーンペインティング」（2回）。 ・（両立支援講座）「楽しい子育て（ベビースリング講習会、いまどきの子育て・孫育て、おもちゃ・絵本）」（3回）、「夏休み親子講座（食育、絵本の読み聞かせ）」（2回）、「育休カムバック＆再就職支援セミナー」（4回）。	●興味を引くテーマ設定やPR方法、開催日時等の検討が必要である。	A
	67	男女共同参画の視点で活動する団体等の育成と支援	男女共同参画の視点で活動する団体等に情報や学習機会を提供し、活動の活性化が図られるよう支援します。	・人権政策課	1	◆男女共同参画スペース講座　交流講座の開催。　参加者　432人（女性419人、男性13人）。 ・「フレッシュママのほっとタイム」（12回）、「シングルマザーのほっとタイム」（7回）、「大人のための絵本講座」（11回）、「リフレッシュセミナー」（9回）、「おひとりさまでも大丈夫」（11回）、「ストーンペインティング」（2回）。	●男女共同参画の視点や意識を持ち、主体的に活動する市民のグループの養成が難しい。今後、さらに年代や課題を絞ったグループ講座を継続的に実施し、そこからグループができることをめざしている。	A
	68	男女共同参画に関する情報提供の充実	男女共同参画への理解を深めるために、男女共同参画に関する情報や図書を充実させます。	・人権政策課	3	◆男女共同参画情報誌「えいぷりる10」を年2回（各3,000部）発行。 ◆図書の貸出しを行う。　貸出冊数　354冊。 ◆「男女共同参画スペースだより」を月1回（400部程度）発行。	●魅力ある紙面づくりと配架先の検討が必要である。 ●男女共同参画の視点を育む図書の収集と書架の整理を行っている。	A；3
	69	男女平等・男女共同参画の視点に立った相談の充実	DV相談をはじめ、固定的な性別役割分担意識から起こる男女の悩みに対する相談窓口を充実します。	・人権政策課	3	◆男女共同参画スペースにおける女性相談　面接相談　117件（女性のみ）、電話相談40件（女性のみ）。 ◆人権政策課におけるDV等の相談　延べ38人（男性0人、女性38人）。 ◆就労をはじめとする、様々な生活上の諸問題について、就労・生活支援員が相談に応じる「就労・生活相談事業」を実施。市内6箇所の相談拠点の他、他の公共施設や家庭訪問による相談にも応じている。相談件数2,691件。	●男女共同参画スペースにおける女性の面接相談について、予約が増え、実際に相談を受けるまでに時間がかかる。	A；3

男女共同参画の進捗状況〔プランの指標と目標値〕

項目	指標	プラン策定時の状況	**平成22年度状況** （基準日：平成 22 年4月1日） ※上記基準日でない場合は、基準日を（　）書きで記入のこと。	目標年次（平成27年度）までにめざす目標値
「男女共同参画意識をどの程度啓発することができたか	性別に関わらず男女が互いに認めあえる差別のない社会が実現していると思う人の割合 **（人権政策課）**	34．4% （H19 年度市民意識調査）	26．5% （H21 年度市民意識調査）	50%以上にする
	男女共同参画モデル地区の設置数 **（人権政策課）**	―	―	2地区で実施する
意思決定過程や方針決定をする過程で、どの程度の共同参画が進んだか	市の審議会・協議会への女性委員の割合 **（人権政策課・行政改革課）**	25．7% （H20.3.31）	29．3% （H23.3.31）	35%
	女性委員のいない審議会等の数（休会中を除く） **（人権政策課・行政改革課）**	16の審議会等 （H20.3.31）	10の審議会等 （H23.3.31）	女性委員のいない審議会等を0にする
	市役所の女性管理職「課長補佐級以上」の割合 **（人事課）**	19．0% （H20.4.1）	17．6% （H22.4.1）	20%
	小・中学校の管理職（教頭、校長）に占める女性の割合 **（教育人事課）**	小学校　教頭　27．6% 校長　10．3% 中学校　教頭　18．8% 校長　0．0%	小学校　教頭　31．0% 校長　20．6% 中学校　教頭　12．5% 校長　6．2%	女性管理職の割合を増やす
子育てや介護を男女で担うことができる環境づくりをどの程度整備できたか	育児休業・介護休業制度を整えている事業所の割合 **（人権政策課）**	―	―	30%
	育児休業制度を利用した人のいる事業所の割合 **（産業政策課）**	22．1% （H18 市内労働事情調査）	22．1% （H18 市内労働事情調査）	30%
	出産・育児・介護などによる退職者の再雇用制度を整えている事業所の割合 **（産業政策課）**	22．1% （H18 市内労働事情調査）	22．1% （H18 市内労働事情調査）	30%
	市の男性職員の育児休業取得率 **（人事課）**	―	0%	八尾市特定事業主行動計画に掲げる目標値 10%
	公立保育所の男性保育士の数 **（人事課）**	2人	3人	10人
	休日保育を行っている保育所の数 **（こども政策課）**	2ヵ所 （H16）	2ヵ所 （H22）	次世代育成支援行動計画に掲げる目標値
	ママパパ教室を受講する男性の割合（男性受講者数／全受講者数） **（保健推進課）**	―	26．7%	25%
配偶者等からの暴力は人権侵害であるということをどの程度啓発し、減らすことができたか	配偶者等からの身体的・心理的暴力を受けたことがある、という人の割合 **（人権政策課）**	女性　33．4%（H19） 男性　17．9%（H19）	―	男女とも半減をめざす
こころと体の健康管理の大切さをどの程度啓発することができたか	乳がん検診の受診率 **（保健推進課）**	4．3%（H18）	11．2%（H23.3.31）	第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に掲げる目標値
	子宮がん検診の受診率 **（保健推進課）**	11．4%（H18）	31．4%（H23.3.31）	第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に掲げる目標値
	基本健康診査の受診率 **（保健推進課）**	39．5%（H17）	※医療制度改正のため、平成 19 年度にて事業終了	第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に掲げる目標値
市民活動や地域での活動で、どの程度共同参画が進んだか	各種団体の女性委員・女性役員の割合 **（市民ふれあい課、生涯学習スポーツ課、青少年課、人権政策課、地域福祉政策課）**	自治振興委員会　16．1% 小学校 PTA 会長　13．3% 中学校 PTA 会長　13．3% 子ども会育成会会長　75．9% 人権啓発推進協議会　30．0% 民生委員児童委員協議会　56．7%	自治振興委員会　16．2% 小学校 PTA 会長　10．3% 中学校 PTA 会長　6．7% 子ども会育成会会長　82．1% 人権啓発推進協議会　15．0% 民生委員児童委員協議会　54．9%	構成メンバーに男女の偏りをなくす 男女とも50%に近づける

「男女共同参画への貢献度」一覧

※実施事業数（予定含む）は、担当課から取組（予定）報告のあった事務事業の数であり、行政評価結果として公表している事務事業（又は一部）を基本としています。

※「男女共同参画への貢献度」は、各事業が市の男女共同参画推進にどれほど効果があるかということについて、それぞれの事業担当課（担当者）が評価したものです。
《A：大いに効果がある　B：ある程度効果がある　C：判断できない、分からない》

基本目標	実施事業数（予定含む）	A	B	C	基本課題	施策の方向	実施事業数（予定含む）	A	B	C
Ⅰ.男女一人ひとりの人権を尊重しよう	82	52	30		1.性別による固定的な役割分担の解消	1.家庭・地域・事業所における男女平等・男女共同参画意識の浸透	7	6	1	
						2.男女共同参画の視点での慣行等の見直し	2	2		
						3.男女共同参画の視点での情報提供と活用力の推進	10	9	1	
						小　計	19	17	2	
					2.男女平等・男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進	4.保育所(園)・幼稚園・学校における男女平等教育の推進	12	5	7	
						5.生涯学習における男女平等・男女共同参画に関する学習の促進	8	3	5	
						小　計	20	8	12	
					3.あらゆる暴力の根絶	6.女性に対する暴力根絶のための環境づくり	8	8		
						7.女性に対する暴力への対策の推進	16	13	3	
						8.セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進	4	1	3	
						小　計	28	22	6	
					4.人権としての性の尊重と生涯を通じた健康への支援	9.生涯を通じた健康づくりに対する支援	11	3	8	
						10.健康をおびやかす問題についての対策の推進	4	2	2	
						小　計	15	5	10	
Ⅱ.誰もが自立して、自分らしい生き方ができる社会をつくろう	43	20	21	2	5.就労の場での男女共同参画の推進	11.就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保	7	1	6	
						12.女性のチャレンジ支援	6	2	2	2
						小　計	13	3	8	2
					6.男女の職業生活と家庭・地域生活との両立支援	13.仕事と子育て・介護の両立のための支援の充実	17	9	8	
						14.「ワーク・ライフ・バランス」という考え方の普及	6	4	2	
						小　計	23	13	10	
					7.多文化共生の推進	15.外国人女性への支援	7	4	3	
						小　計	7	4	3	
Ⅲ.男女が協働して暮らしやすいまちをつくろう	33	24	8	1	8.政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	16.行政分野における女性の参画の推進	4	2	2	
						17.企業、各種団体などにおける女性の能力発揮のための取組みの促進	9	6	2	1
						18.女性の人材養成	4	4		
						小　計	17	12	4	1
					9.男女で参画に偏りのある分野への男女共同参画の促進	19.防災分野での男女共同参画の推進	4	1	3	
						20.環境やまちづくり分野での男女共同参画の推進	3	2	1	
						小　計	7	3	4	
					10.男女共同参画推進の拠点の充実	21.男女共同参画推進の拠点としての男女共同参画スペースの充実	9	9		
						小　計	9	9		
合　計	158	96	59	3						